

農業振興地域整備計画変更の考え方について

農政部 農林課

【説明事項】

- 1 農振計画について
- 2 農振計画変更の必要性
- 3 前橋地区と富士見地区の農振計画統合
- 4 課題への対応
- 5 今後のスケジュール

1 農振計画について

本市では、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）（以下「農振法」という。）に基づき、農業振興地域整備計画（以下「農振計画」という。）を策定し、ほ場整備や農業近代化施設の整備等、積極的な農業振興を図ってきた。

農振計画は、「農用地利用計画」と「マスタープラン」の2つの計画から構成されている。

農業振興地域整備計画

【農用地利用計画】

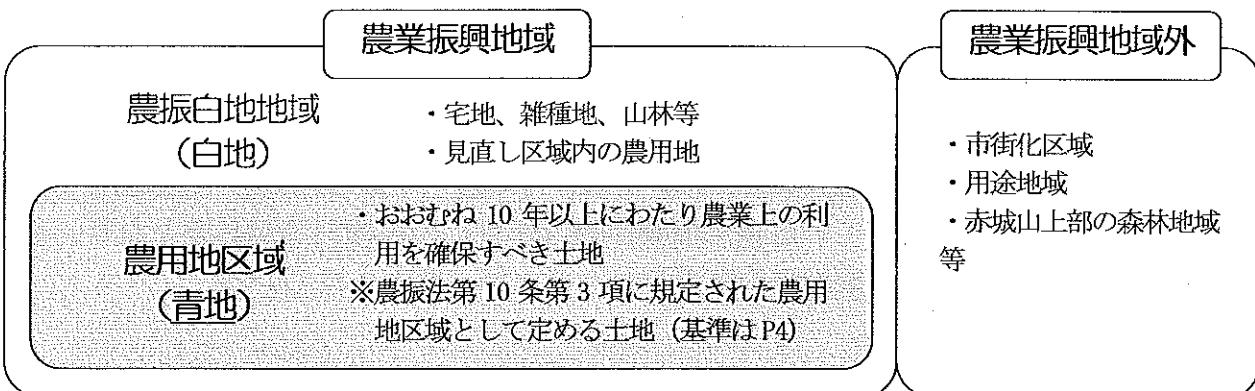
農業振興の基盤となる農用地等（田、畑、樹園地、農業用施設用地等）について、おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地を農用地区域（青地）として設定し、今後の土地利用区分の方向を定めるもの。

【マスタープラン】

地域の農業の振興を図るために必要な施策の具体的な実施の方向を明確にするもの。

※現状でもマスタープランを実現するために個別の計画が策定され、事業が実施されている。

◎農業振興地域制度における土地のゾーニング



2 農振計画変更の必要性

農振計画の変更については、農振法第13条で「都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、農振法第12条の2第1項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」と規定されている。

本市の農振計画については、以下の変更事由①及び③に該当しているため、現在、変更が必要な状況である。

※ 市町村が農振計画の変更を行う事由（農振法第13条）

次の事由により必要が生じたときに農振計画の変更を行う

- ① 都道府県の農業振興地域整備基本方針の変更
- ② 農振地域の区域の変更
- ③ 基礎調査の結果
- ④ 経済事情の変動その他情勢の推移

※毎年4月及び9月に土地所有者から申出を受けた土地を農用地区域から除外しているのは、④を変更事由としている。

(1) 群馬県基本方針の変更（変更事由の①）

平成28年6月16日付で群馬県の農業振興地域整備基本方針（以下「基本方針」という。）が変更されたため、本市の農振計画についても、基本方針の変更内容を踏まえて農振計画を変更することが必要とされている。

今後、群馬県から市町村に対し、基本方針の変更について説明が行われる予定だが、過去の基本方針変更の際には、市町村の農振計画は基本方針の変更からおおむね1年内に変更することが群馬県から求められていたため、今回も同様の期間での対応（平成29年6月までに変更）が求められることが予想される。

※ 群馬県基本方針の主な変更点

- ① 確保すべき農用地等の面積の目標その他農用地等の確保に関する事項
 - ・群馬県の平成37年において確保すべき農用地等の面積の目標を58,000haとして設定（前回の変更では平成32年の目標62,000haと設定）
- ② その他
 - ・新たな施策（農地中間管理機構の活用等）を反映
 - ・文言、表現等の修正

(2) 基礎調査の結果（変更事由の③）

農振法第12条の2に基づき、市町村は、おおむね5年ごとに農振計画に関する基礎調査を行うこととされている。本市においては、今年度（平成28年度）基礎調査を実施した結果、農振計画で定めている重点振興作物（作目）の再検討等が必要となり、基礎調査の結果を反映させた農振計画の変更を行うことが必要とされている。

※ 基礎調査の調査事項（農振法第12条の2）

- ① 農用地（田、畑、樹園地、採草放牧地）等の面積
- ② 土地利用
- ③ 農業就業人口の規模
- ④ 人口規模
- ⑤ 農業生産その他農林水産省令で定める事項に関する現況及び将来の見通し

3 前橋地区と富士見地区の農振計画統合

本市の農振計画については、平成21年5月5日に富士見村と合併した後、前橋地区（大胡、宮城、粕川地区含む）と富士見地区の2つの農振計画が存在している。

しかしながら、国が定めた農業振興地域制度に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）では「市町村合併により、一の農業振興地域に指定が変更された後においても、一の市町村に複数の市町村整備計画が存在する場合には、速やかに市町村整備計画の統合を行うことが望ましいこと。」と示されており、前橋地区と富士見地区の計画を統合し、1つの農振計画とすることが望ましい状況である。

なお、群馬県が指定する農業振興地域は、平成21年8月11日付けて前橋地域と富士見地域が統合され、既に1つの農業振興地域（前橋地域）として管理されている。

◎今回の農振計画変更に合わせて前橋地区と富士見地区の計画を統合する理由

富士見村とは平成21年5月5日に合併し、合併から7年が経過したところである。合併後の富士見地区の農業施策の取扱いについて、合併協議では「農業施策の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。ただし、富士見村で独自に実施している施策等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。」と定められおり、農振計画の統合については、富士見地区の地域の実情、実績等が考慮された農振計画を策定できるよう、前橋地区の農振計画と統合する時期を計ってきたところである。

合併後に行われた前回の農振計画の変更（平成23年度及び24年度）の際は、土地利用の取扱いとして関連している都市計画区域の統合等について、今後の方針が検討されていた状況であり、その方向性が示されるまで農振計画の統合を見送ることとした。

その後、都市計画区域の統合等について、平成25年10月21日付けて「富士見地区については、合併から概ね10年後（平成31年頃）を目途に、大胡、宮城、粕川地区の非線引き都市計画区域に統合し、併せて都市計画区域の拡大や特定用途制限地域の指定を目指す。」という方針（市長決裁）が定まったことを受け、今回の農振計画変更において、富士見地区を含めた全市一体の農業振興の方向を検討していくことが本市農業の健全な発展に資すると判断し、今回、2つの農振計画を統合することとした。

4 課題への対応

農用地利用計画では、今後、相当長期（おおむね 10 年以上）にわたり農業上の利用を確保すべき土地として農用地区域を設定し、農用地区域内にある土地の用途を区分して定めているが、現行の農用地利用計画では、次の(1)から(3)に示すとおり、農振法第 10 条第 3 項各号に規定された農用地区域として定める土地（青地）の基準と合致していない部分があり、その解消が課題とされている。

※現行の農用地利用計画における課題

- (1) 大胡・宮城・粕川地区において、農用地区域として定めるべき土地（青地）が白地とされている場合がある。
- (2) 市内全地区において、青地として取り扱うべき違反転用の疑いのある土地が、地番、面積ともに農用地利用計画に登載されていない。
- (3) 市内全地区において、再生利用が困難と見込まれている荒廃農地が青地とされている場合がある。

※農用地区域として定める土地（青地）の基準（農振法第 10 条第 3 項）

- ① 集団的に存在する農用地（10 ヘクタール以上）
- ② 土地改良事業等の施行に係る区域内の土地
- ③ ①及び②の土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地
- ④ 農業用施設用地（2ha 以上の規模又は①及び②の隣接地）
- ⑤ 果樹又は野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地

のことから、現状の課題を解決するため、次の(1)から(3)の作業に取り組み、課題を解消した農用地利用計画を策定する。

※現行の農用地利用計画における課題への対応

- (1)の課題への対応 ⇒ 大胡・宮城・粕川地区の青地の再設定（元白地の青地編入）
- (2)の課題への対応 ⇒ 違反転用白地の青地編入
- (3)の課題への対応 ⇒ 山林等に囲まれている荒廃農地（青地）の除外

(1)大胡・宮城・粕川地区の青地の再設定（元白地の青地編入）

（ページ図）

大胡・宮城・粕川地区は、合併前の旧町村時に農振計画が策定されたが、策定当時、集落内に介在し、土地改良が不要と判断された農用地や土地所有者の意向を踏まえて農振白地地域とした農用地などが農振除外の手続き不要の白地（計画策定時から白地であるため「元白地」という。）とされており、現在も白地のままの扱いである。

しかしながら、この元白地の中には、本来、農用地区域として定めるべき土地も含まれている状況であり、現在も農業上の利用以外に転用されていない元白地も多く存在していることから、これらの元白地について、農振法で規定された基準に照らし合わせ、農用地区域として定める土地に該当するものについては、農用地区域に編入することと

する。

なお、大胡・宮城・粕川地区については、合併後、土地利用規制の急激な変化を避けるため、合併から10年間は現行の制度のままとする都市計画区域の取扱いに準じて、農用地利用計画の変更を行わなかったが、合併から10年を経過したため、今回の農振計画変更の中で、課題解決への対応を行うこととする。

【編入に係る法令根拠】

農振法第10条第3項に規定された農用地区域として定める土地の基準①から⑤いずれかに該当する土地について、農用地区域に編入する。

◎農用地区域（青地）への編入面積（概算）

地区名	元白地から青地に編入する面積 (ha)
大胡	75.8
宮城	136.0
粕川	10.5
合計	222.3

◎富士見地区の対応について

富士見地区の農用地利用計画については、本来、前橋地区の農振計画との統合に伴い、大胡・宮城・粕川地区と同様に課題への対応を行うことが望ましいが、農業上の利用を確保する土地を明確にする農用地利用計画は土地利用という意味合いも強く、急激な変化を避ける配慮が必要である。

このことから、富士見地区の農用地利用計画については、大胡・宮城・粕川地区と同様に、合併から10年間は現行の制度のままとする都市計画区域の取扱いに準じ、合併からおおむね10年後に対応することとする。

(2)違反転用土地の青地編入

平成19年度に行った前橋、大胡、宮城、粕川地区の農振計画の統合（変更）の際に、農用地利用計画に登載する地番の管理方式について、農用地区域から除外した土地を管理する「白地地番管理方式」から、農用地区域として定める土地を管理する「青地地番管理方式」に統一して変更を行った。

当時の農振計画統合（変更）の際には、農用地利用計画に登載する農用地区域として定める土地は、相当長期（おおむね10年以上）にわたり農業上の利用を確保すべき土地であるという趣旨に基づき、違反転用農地も含まれる現況が非農地の土地については、県との協議の上、農用地利用計画に地番、面積とともに登載しなかった。

しかしながら、今回の農振計画の変更にあたり、県（中部農業事務所）への事前相談を行った結果、白地地番管理を行っていた際に農用地利用計画に登載されていなかった土地（青地）については、地番管理方式の変更を機に除外されるものではなく、本来、そのまま青地として取り扱うべきであり、今回の農用地利用計画の変更において、農用

地区域として定めるべき土地（青地）であるとの見解が示された。（H28.5.6 事前相談済）

このことから、農用地区域として定めるべき土地については、現況の地目に関わらず、農振法で規定された基準に沿って、青地として取り扱うこととし、除外、転用の手続きが未済の現況が非農地である土地（違反転用を含む）も農用地利用計画に登載することとする。

【編入に係る法令根拠】

農振法第10条第3項に規定された農用地区域として定める土地の基準①から⑤いずれかに該当する土地について、農用地区域に編入する。

◎青地編入する土地面積については、今後作業を実施予定

③ 山林等に囲まれた荒廃農地（青地）の除外

ページ 図2

毎年行っている荒廃農地調査によると、農用地区域に含まれる土地（青地）について、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地が発生している状況にある。

本来、農用地区域として定める土地（青地）については、相当長期（おおむね10年以上）にわたり農業上の利用を確保すべき土地であるという趣旨からも、農業上の利用を継続できるよう、荒廃した状況を解消すべきである。

しかしながら、集団農地の外周縁部に位置し、周辺の過半を山林等の農地以外の土地に接している場合など、農振法で規定された農用地区域として定める土地に該当しないと判断された場合には、確保すべき農用地区域として定める土地（青地）の明確化を図るため、農用地区域から除外する。

【除外に係る法令根拠】

農振法第10条第3項各号に非該当の土地について、農用地区域から除外する。

◎除外する土地面積については、今後作業を実施予定

◎課題 ((1)～(3)) に対応した場合の影響面積合計（概算）

単位：ha

地区名	(1) 大胡・宮城・粕川地区 の青地の再設定 ※青地編入面積	(2) 違反転用白地 の青地編入 ※青地編入面積	(3) 山林等に囲まれた 荒廃農地の除外 ※青地除外面積	(1)+(2)+(3) 合計 ※青地の変更面積
前橋	—			
大胡	75.8			
宮城	136.0			
粕川	10.5			
富士見	—			
合計	222.3	現在作業中	現在作業中	現在作業中

※(2)及び(3)については今後、面積を算出した後本表へ反映する。

◎青地・白地の変更による影響

別添資料のとおり

《参考》本市の農業振興地域等面積（平成28年5月26日現在）

農業振興地域	21,648ha	農業振興地域外
農振白地地域（白地）	13,113ha	
農用地区域（青地）	8,535ha	9,511ha

5 今後のスケジュール

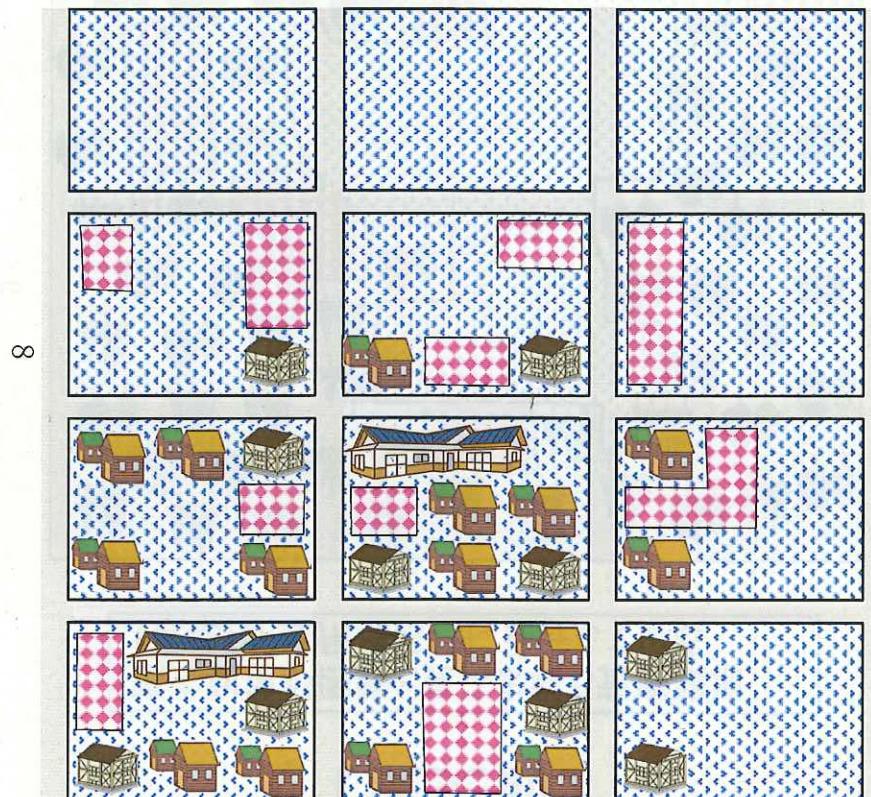
別紙のとおり

4 課題への対応 (1)大胡・宮城・粕川地区の青地の再設定(元白地の青地編入)

イメージ図1

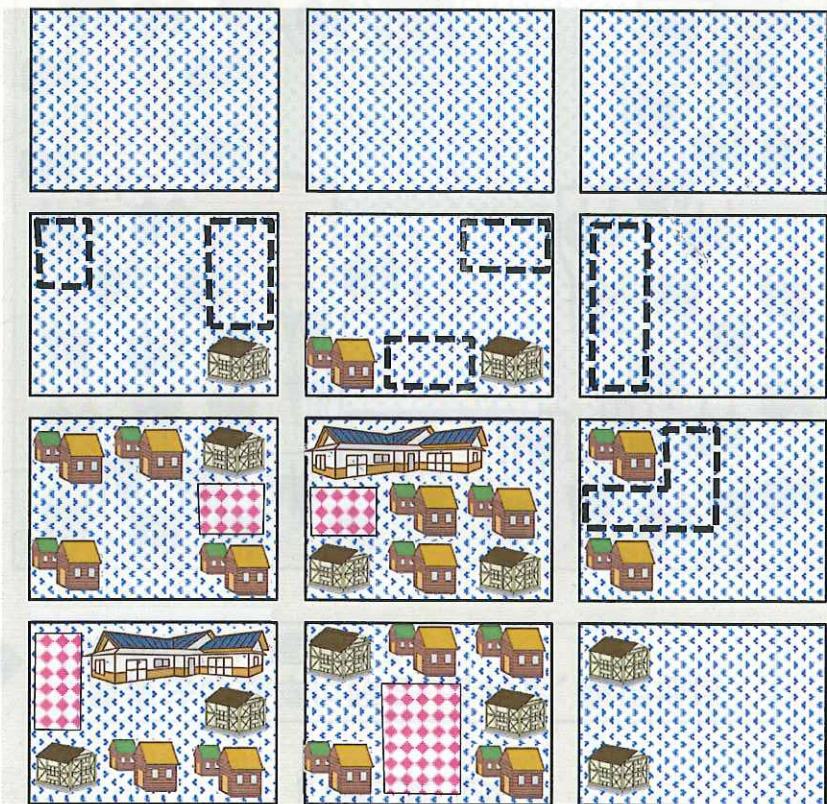
【変更前】

農振計画策定当時からの白地(元白地)が
集団農地(青地)に点在している



【変更後】

農振法の基準に照らし合わせ、農用地区域(青地)に編入する



青地(除外が必要)

元白地(除外は不要)

4 課題への対応 (3)山林等に囲まれた荒廃農地(青地)の除外

イメージ図2

【変更前】

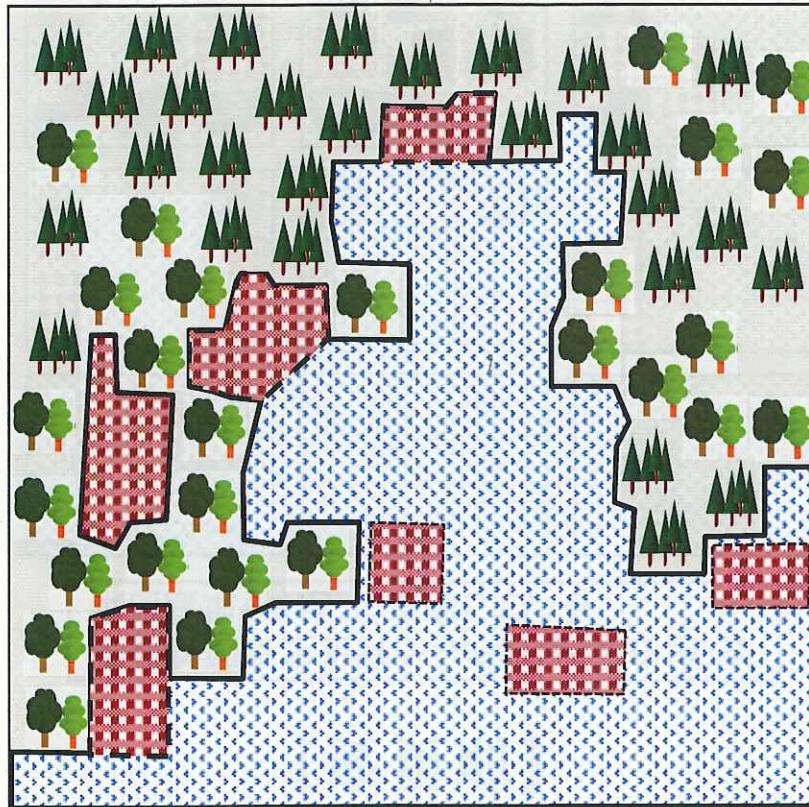
再生利用が困難と見込まれる荒廃農地
(青地)が農用地区域に点在している



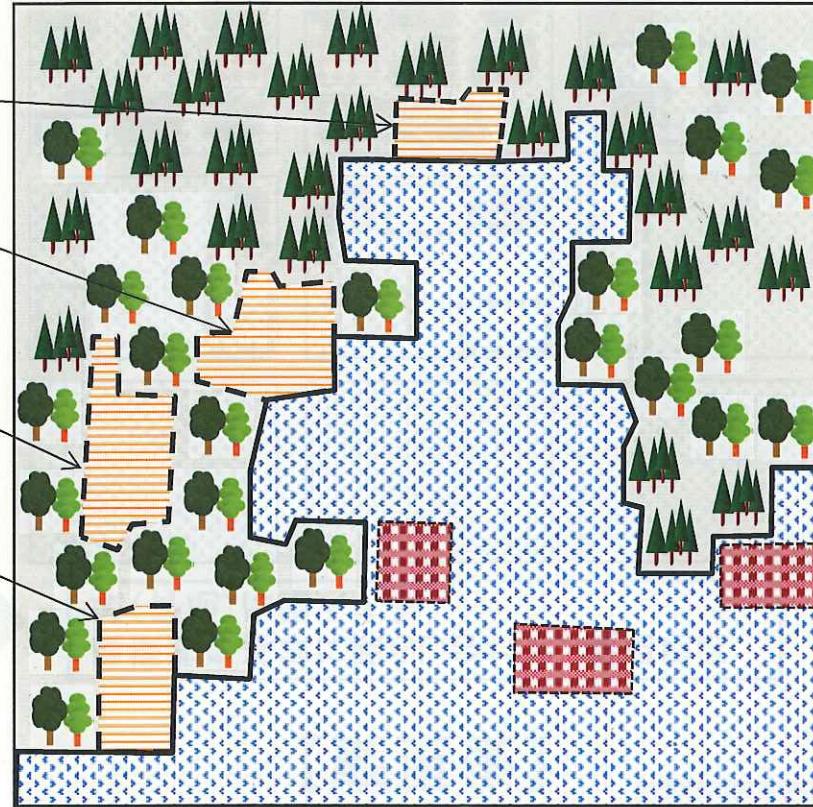
【変更後】

農振法の基準に照らし合わせ、農用地区
域から除外編入する

6



周辺の過半が農地以外の土地に接している



■ 青地(除外が必要)

■ 荒廃農地(青地)

■ 荒廃農地(白地)

○青地・白地の変更による影響

10

		変更後	
		青地	白地
変 更 前	青 地	《青地 ⇒ 青地》 影響なし	《青地 ⇒ 白地》 ◆相続税・贈与税の倍率が上がる※。 ◆農業近代化施設等の設置に係る国庫や県単事業が、原則、実施できなくなる。 ◆農業以外の目的で利用する場合、農振除外の手続き(約10か月)が不要となる。
	白 地	《白地 ⇒ 青地》 ◆相続税・贈与税の倍率が下がる※。 ◆農業振興の施策や公共投資が重点的に実施される。 ◆おおむね10年間は農業上の利用が確保される。 ◆農業以外の目的で利用する場合、農振除外の手続き(約10か月)が必要となる。	《白地 ⇒ 白地》 影響なし

※相続税については基礎控除（3,000万円+600万円×法定相続人の数）があり、基礎控除額内の課税額の場合は影響なし。

農業振興地域整備計画変更スケジュール

(H28.8.19)

項目	平成28年度												平成29年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月										
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中									
◆ 県基本方針の変更 (6/16)																										
【見直し】																										
作業スケジュール	マスター・プランの策定 〈7月上旬～11月中旬〉						県事前協議 〈12月上旬～1月下旬〉			県事前相談 公告縦覧等 異議申出 ④農振協議会 〈2月中旬〉			☆ 変更 〈2月中旬～4月上旬〉 (30日) (15日) 〈6月中旬〉													
	基礎調査&基礎資料収集 〈4月上旬～7月下旬〉																									
	①大胡・宮城・粕川地区の青地の再設定 (元白地の青地編入) ○筆・面積検証作業 (白地→青地) 〈7月上旬～11月下旬〉																									
	②違反転用白地の青地編入 ○筆・面積検証作業 (白地→青地) 〈7月上旬～11月下旬〉																									
	③山林に囲まれた荒廃農地 (青地) の除外作業 ○除外基準の検討 ○筆・面積検証作業 (青地→白地) 〈7月上旬～11月下旬〉																									
	④農用地利用計画書の作成 〈10月中旬～11月下旬〉																									
	⑤土地利用計画図の作成 〈11月上旬～12月上旬〉																									
市会議・調整スケジュール	■農振計画変更方針決定【市長決裁】 〈8月下旬〉 ○議員へ報告 〈8月下旬〉 ○農業委員会農政部会へ報告 〈8/26〉 ○農業委員会農地部会へ報告 〈9/7〉 ↔ 大胡・宮城・粕川地区自治会連合会会議へ報告 〈9月中〉 ↔ 大胡・宮城・粕川地区説明会 〈12月中旬〉 (参考予定者：農業委員、農事支部長・認定農業者等) ↔ 行政書士会等への説明 〈11月上旬～12月上旬〉 ◆広報まえばし・JA機関紙で周知 〈12/1〉 ↔ 質問・問合せ期間 〈12月上旬～1月上旬〉 ○議員へ報告 〈2月上旬〉 ○農業委員会農地部会へ報告 〈2月上旬〉 ○農業委員会農政部会へ報告 〈2月下旬〉																									
	【一般除外】																									
	4月分受付 事務処理 ↔ 県事前相談 公告縦覧 異議申出 ④農振協議会 〈30日〉 (15日) ☆ 変更																									
	9月分受付 事務処理 ↔ 県事前相談 公告縦覧 異議申出 ④農振協議会 〈30日〉 (15日) ☆ 変更																									
	※9月分一般除外と見直し分を合わせて協議																									